

# 國立東華大學人文社會科學學院與廣島大學大學院社會科學研究科 學術、教育交流協議書

國立東華大學人文社會科學學院與廣島大學大學院社會科學研究科，為透過雙方在學術、教育方面的合作，加深彼此雙方之理解，貢獻學術方面的進步發展，締結關於學術、教育交流之協議。

## ( 交流之內容 )

第一條 雙方同意以下交流之實施。

- (1) 共同研究之實施
- (2) 教職員之交流
- (3) 大學部及碩博士班學生之交流
- (4) 研究成果、學術刊物以及其他學術訊息之交換
- (5) 其他雙方認可之學術、教育交流

## ( 交流之實施 )

第二條 前條所規定之交流，由雙方協議施行。

## ( 有效期限等 )

第三條 本協議自雙方代表簽署之日起生效，有效期間五年。期滿之際，任何一方或雙方未提出異議，則自動延期。

## ( 修訂或廢止 )

第四條 本協議之修訂或廢止，雙方須於此前至少一年以文書通知對方。

## ( 使用語言 )

第五條 本協議以中文及日文訂定，兩者具有同等效力。

關於此協議之解釋，若方生疑義，雙方應當協議並致力解決。

國立東華大學  
人文社會科學學院院長

王鴻濬  
王鴻濬  
2017年4月15日

廣島大學  
大學院社會科學研究科長

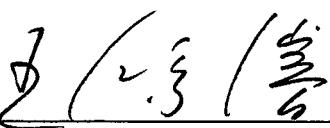
瀧敦弘  
瀧敦弘  
2017年4月15日

## 國立東華大學人文社會科學學院與廣島大學大學院社會科學研究科 學術、教育交流協議書附件

國立東華大學人文社會科學學院與廣島大學大學院社會科學研究科，關於雙方所締結學術、教育交流協議第一條第三項大學部及碩博士班學生（以下稱「交換學生」）交流之實施，同意訂定以下各項目。

- 1 交換學生的人數，每年四名以內。在收受大學之交換學生，其在籍期間為一年為限。
- 2 兩大學不收取交換學生所須之報名費、入學費及學費。
- 3 收受大學為認定之交換學生提供留學期間相同期間的簽證所需的文件。
- 4 交換學生之身份，於廣島大學，在大學部為特別聽講生；在碩博士班為特別聽講生或特別研究生。於國立東華大學，由國立東華大學認定交換學生之身份。交換學生之選定由收受之雙方認定與決定。
- 5 交換學生（特別研究生除外），除了收受大學指定的特定課程外，得選修締約雙方所提供之全部課程。
- 6 兩大學依據各自大學之規則與手續，同意致力於交換學生在收受大學取得學分之相互承認。
- 7 兩大學儘可能努力確保交換學生之適當住宿。
- 8 有關交換學生計劃實施之詳細規定，必要時由雙方協商與同意。
- 9 本附件自雙方之代表人簽署之日起生效，有效期間五年。本附件於五年協議期間終了時，任何一方未表異議，則自動延期。本協議之修訂或廢止，雙方須於此前至少一年以文書通知對方。
- 10 本附件以中文與日文訂定，兩者具有同等效力。

國立東華大學  
人文社會科學學院院長

  
王鴻濬  
2017年4月15日

廣島大學  
大學院社會科學研究科長

  
瀧 敦弘  
2017年4月15日

# 広島大学大学院社会科学研究科と国立東華大学人文社会科学学院 との間の学術・教育交流に関する協定書

広島大学大学院社会科学研究科と国立東華大学人文社会科学学院は、両機関の学術・教育分野における協力を通じ、両機関の相互理解を深め、かつ、学術の進歩・発展に貢献するため、ここに学術・教育に関する交流協定を締結する。

## (交流の内容)

第1条 両機関は、次の交流事業を行うことに合意する。

- (1) 共同研究の実施
- (2) 教職員の交流
- (3) 学部及び大学院学生の交流
- (4) 研究成果、学術刊行物及びその他学術情報の交換
- (5) その他両機関が適当と認めた学術・教育交流

## (交流事業の実施)

第2条 前条に定めた事業の実施に当たっては、両機関で協議し、実施するものとする。

## (有効期限等)

第3条 本協定は、両機関の代表者が署名を行った日から効力を生じ、5年間有効とする。ただし、期間満了に際し、いずれか一方又は双方から異議の申し出がない限り、自動的に更新される。

## (改廃)

第4条 本協定の改廃については、両機関は文書をもって相手方に改廃の少なくとも1年前までに通告しなければならない。

## (使用言語)

第5条 本協定は、日本語、中国語で作成し、いずれも同等な効力を有するものとする。

本協定について疑義が生じた場合には、両機関は協議し、解決に努めるものとする。

広島大学

大学院社会科学研究科長

瀧 敦弘  
瀧 敦弘

2017年4月15日

国立東華大学

人文社会科学学院長

王 鴻濬  
王 鴻濬

2017年4月15日

## 広島大学大学院社会科学研究科と国立東華大学人文社会科学学院 との間の学術・教育交流に関する協定書附属書

広島大学大学院社会科学研究科と国立東華大学人文社会科学学院は、両機関が結んだ学術・教育交流に関する協定書の第1条第3号について学部及び大学院学生（以下「交換学生」という。）の交流の実施に関する各項目を定め、同意する。

- 1 交換学生の数は、毎年4名以内とする。受入大学における交換学生の在籍期間は、1年以内とする。
- 2 両大学は、交換学生にかかる検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 3 受入大学によって認定された交換学生には、留学期間と同じ期間のビザの申請に必要な書類が受入大学から送付される。
- 4 交換学生の身分は、広島大学では学部学生については特別聴講学生、大学院学生については特別聴講学生又は特別研究学生とする。国立東華大学では交換学生の身分として許可される。交換学生の選定は受入大学の認定と決定によるものとする。
- 5 交換学生（特別研究学生は除く）は、受入大学の指定する特定の科目を除き、受入大学が提供する全ての科目に登録することができる。
- 6 両大学は、各大学の規則と手続きに従って、受入大学で交換学生が取得した単位を互換するよう努めることに同意する。
- 7 両大学は、交換学生が適当な住居を確保できるよう可能な限り努力を払うものとする。
- 8 交換学生プログラムの実施に関する詳細については、必要に応じて両大学で協議し、合意するものとする。
- 9 本附属書は、両大学の代表者が署名を行った日から効力を生じ、5年間有効とする。附属書は、5年の協定期間終了時にいずれの大学からも異議の申し立てがない限り、自動的に継続するものとする。本附属書の改廃については、両大学は相手方に1年前に通告し、協議するものとする。
- 10 本附属書は、日本語、中国語で作成し、いずれも同等の効力を有するものとする。

広島大学  
大学院社会科学研究科長  
瀧 敦弘

国立東華大学  
人文社会科学学院長  
王 鴻濬